

# コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの充実、企業価値を高め、様々なステークホルダーの期待に応えるために必要不可欠なものと考え、精力的に取り組んでいます。

## 基本的な考え方

経営理念に基づき、グループとして企業価値を高め、株主をはじめとしたステークホルダーの期待に応えるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えています。

そのほか、CSR経営委員会を設置し、事業活動の在り方をCSRの観点から見直し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進しています。

内部監査部門としては監査部を設置し、事業活動の監査を行なっています。

## コーポレート・ガバナンス体制

経営機構は、会社法で規程されている株式会社の機関である取締役会と監査役会を基本としています。会社法に基づく経営の意思決定事項は取締役会、その他の重要事項は経営会議において決定しています。

また、執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行の分離・区分に努めています。

取締役は代表取締役3名を含めて13名、執行役員は取締役兼務者11名を含めて19名です。社外取締役は選任していません。監査役は5名で、そのうち社外監査役を3名選任しています。また、監査役室を設置し、監査役の業務を全般的に補助しています（2009年6月30日現在）。

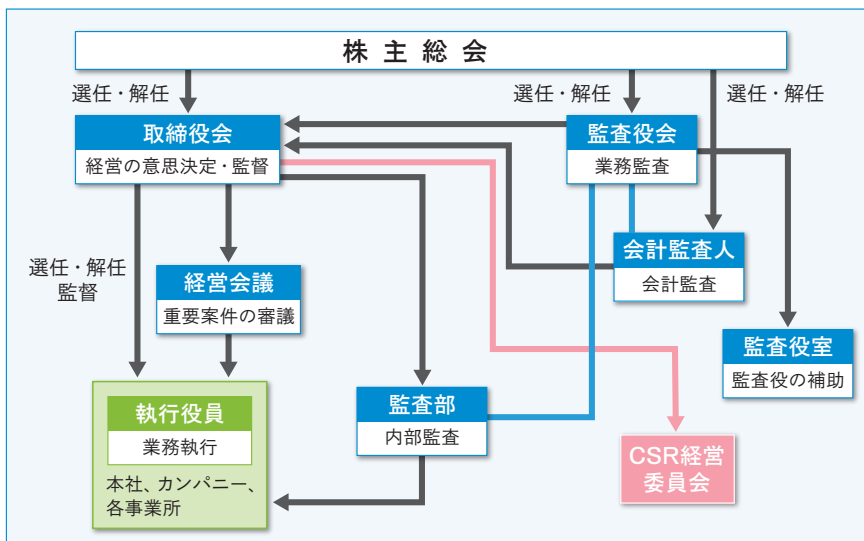
## 内部統制システム

2006年5月16日に取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」（2008年3月31日取締役会決議にて一部改訂）に基づき、①コーポレート・ガバナンス、②リスク・コンプライアンス、③財務報告の観点から内部統制システムの構築に取り組んでいます。

2008年度はグループのリスク管理体制の整備を推進するために、子会社を含めた経営幹部層を対象にしたリスク管理研修を実施しました。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制につきましては、グループを挙げて確実かつ有効な運用を行なっています。

● コーポレート・ガバナンス体制図



※高度な専門性などが要求される意思決定や業務執行にあたっては、常任の法律顧問をはじめ、顧問法律事務所、経営コンサルタント等、専門家のアドバイスを受けています。